

東京農工大学学生表彰規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学学則第30条の規定に基づき、本学学生の表彰の基準及び方法等について定めるものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 表彰に関する事務は、<u>学務部学生総合支援課</u>において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、東京農工大学学則第30条 <u>(第2項を除く。)</u>の規定に基づき、本学学生の表彰の基準及び方法等について定めるものとする。</p> <p>(事務)</p> <p>第5条 表彰に関する事務は、<u>学務課</u>において処理する。</p>	

附 則 (平成31年4月1日教規程第5号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。